

1	(5) よって、Gは戊社に対して、423条に基づき、上記3000万円
2	の損害を賠償する責任を負う。Jの主張はその限度で正当である。
3	第3 設問3について
4	1 本問では、乙社から事業を譲り受けた戊社が、乙社の商号の一部である「乙」
5	が含まれている登録商標Pを使用している場合において、乙社の丁銀行に対
6	する債務を弁済する責任を負うか否かが問題となる。
7	2 戊社は乙社の商号を続用していないから、22条1項は直接適用されない。
8	もともと、乙が含まれている登録商標Pの続用があることから、22条1項
9	が類推適用されるかが問題となる。
10	22条1項は、商号が続用される場合、事業の譲受会社は譲渡会社の債務
11	を引き受けたような外観があり、そのことに対し責任を負わせる趣旨である。
12	たしかに、商標は、事業者が取り扱う商品、サービスを他人のものと区別
13	するために使用するマーク（識別標識）であり、会社の名称である商号とは
14	異なる。また、戊社は、関西地方でスーパーを営んでおり、これまでに乙社
15	の商品を扱ったことはなく、その商号や経営する店舗の名称に乙の文字やP
16	に含まれる文字と共通するものを使用したことはなかった。しかも、乙社は、
17	Pを使用した商品を製造して卸売を行うだけであり、これまでに消費者等に
18	直接販売したことはなかった。
19	しかし、登録商標Pは商号ではないものの、乙社の商号の一部である乙を
20	含むものであり、消費者には、譲渡会社である乙社を示すものとして受取ら
21	れており、顧客誘引力が残っていた。しかも、戊社が本件事業譲受後に、そ
22	の店舗内において登録商標Pを描写した看板を複数の入り口に掲げ、ウェブ
23	サイトに登録商標Pを掲載した。さらに、戊社が扱っているPが使用された

1	日用品のうち6割程度は、従来乙社がPを使用して販売していたものと同じ
2	商品であった。
3	以上から、商標を使用した場合であっても、それが譲渡会社を表示するも
4	のと評価することができ、譲受会社は譲渡会社の債務を引き受けたかのよう
5	な外観が作出されたといえる。したがって、22条1項を類推適用する根拠
6	があり、戊社が、乙社の丁銀行に対する債務を弁済する責任を負う。
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上